

中部国際空港防災業務計画

第1編 防災業務計画

第1章 総則

1 目的

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項の規定に基づき、中部国際空港株式会社が災害に対処するため防災に関する体制を確立し、災害予防、災害応急対策、災害復旧について、迅速適切に処理して、空港の運用の確保を図ることを目的とする。
- (2) 前項の災害には、中部圏・近畿圏直下地震に伴う被害を含めるものとする。

2 用語の定義(1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項に基づく、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

(2) 「指定行政機関」とは、災害対策基本法第2条第3項に基づき、内閣の統括の下にある国の行政機関である、内閣府、省、委員会、庁、審議会等、施設等機関及び特別の機関のうち、内閣総理大臣が指定するものをいう。

(3) 「指定地方行政機関」とは、災害対策基本法第2条第4項に基づき、指定行政機関の地方支分部局その他の国的地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

(4) 「指定公共機関」とは、災害対策基本法第2条第5項に基づき、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

(5) 「指定地方公共機関」とは、災害対策基本法第2条第6項に基づき、港務局、土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事が指定するものをいう。

(6) 「地域防災計画」とは、災害対策基本法第2条第10項に基づき、一定の地域に係る防災に関する計画のことで、基本的には、都道府県及び市町村の地域につき作成する都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画をいう。

(7) 「強化地域」とは、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域をいう。

(8) 「強化計画」とは、大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づいて、指定公共機関等が防災業務計画で定めるべき事項であり、地震防災応急対策に関する事項、緊急に整備すべき施設に関する事項、防災訓練に関する事項などで構成される地震防災強化計画をいう。

- (9) 「東海地震に関する調査情報（臨時）」とは、東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に、気象庁がその変化の原因についての調査状況を発表する「東海地震に関する調査情報（臨時）」をいう。
- (10) 「注意情報」とは、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に気象庁から発表される「東海地震注意情報」をいう。
- (11) 「予知情報」とは、東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に気象庁から発表される「東海地震予知情報」をいい、これを受け内閣総理大臣から警戒宣言が発令される。
- (12) 「推進地域」とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域をいう。
- (13) 「推進計画」とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づいて、指定公共機関等が防災業務計画で定めるべき事項であり、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備、津波からの防護及び円滑な避難の確保、防災訓練、関係者との連携協力の確保、地震防災上重要な対策に関する事項で構成される地震防災対策推進計画をいう。

3 計画の基本方針

- (1) 防災上必要な施設及び設備並びに防災活動体制を整備する。
- (2) 防災対策に必要な教育訓練を実施する。
- (3) 災害応急対策を整備し、災害復旧に必要な措置及び機動力を確保する。
- (4) この計画の実施にあたり、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定地方公共機関等との間に協力体制の確立のもとに、措置を講ずる。

4 防災業務計画の見直し

空港をとりまく社会経済情勢の変化や発災時の経験等を踏まえ、毎年防災業務計画の内容を点検し、必要により修正を加えるものとする。

第2章 防災対策

1 空港内施設に対する防災対策

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が災害に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画を立て、その実施の推進を図るものとする。

2 航空機に対する防災対策

航空機災害に対し、適切な消防救難活動を実施し、その拡大を防止し、被害の軽減を図るために万全の体制を整備するものとする。

3 空港内幹線道路に対する防災対策

災害により車両等の通行に危険が生じた場合、応急対策及び復旧措置を講じるため、必要な体制を確立しておくものとする。

4 タンカーバース及び航空機給油施設に対する防災対策

タンカーバース及び航空機給油施設において、漏油、火災等の災害が発生した場合、オイルフェンス展張等災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るための必要な体制を整備しておくものとする。

5 地震・津波に対する防災対策

- (1) 護岸施設及び港湾施設の耐震化並びに避難場所となる堅牢な中高層建築物の耐震化による施設整備及び維持・管理に努める。
- (2) 強い揺れ（震度5弱以上）を感じた場合は、旅客公衆等及び空港施設内の各事業者を直ちに安全な場所に避難誘導する。ただし、空港施設の安全が確保されている場合にあってはこの限りでない。
- (3) 伊勢・三河湾に大津波警報が発表された場合は、旅客公衆等及び空港施設内の各事業者を直ちに安全な場所に避難誘導する。また、伊勢・三河湾に津波警報が発表された場合は、旅客公衆等及び空港施設内の各事業者に対して、津波に対する警戒を促すとともに、必要に応じて避難誘導する。
- (4) 伊勢・三河湾の津波警報又は大津波警報が発表又は解除された場合は、放送設備及び屋外警報サイレンにより、旅客公衆等及び空港施設内の各事業者にその内容を伝達する。
- (5) 伊勢・三河湾に津波警報又は大津波警報が発表されたときは、直ちに護岸から離れて安全な場所に避難する。ただし、一定の時間、津波からの安全が確保されると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で必要な安全対策を講じた後、避難する。
- (6) 伊勢・三河湾に津波警報又は大津波警報が発表された場合は、運航者に対する必要な情報の提供など、必要な安全確保対策を講じる。
- (7) 社員に対して、地震・津波に関する必要な知識の普及に努めるとともに、旅客公衆等及び空港施設内の各事業者の迅速な避難誘導を目的とした訓練を実施する。

6 防災に関する組織

災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、必要に応じ、社内に災害対策本部を設置するものとし、その災害応急対策及び災害復旧の推進を図る組織は、予め構成しておくものとする。

7 通信設備の整備

関係官公署等との連絡を緊密に行い、警報の伝達、情報の収集等に必要な通信連絡設備、警報装置を整備しておくものとする。

8 物資の備蓄

地震等の災害による滞留者に対応するため食料、飲料水等備蓄物資の整備に努める。

1 防災上必要な教育

防災関係業務に従事する社員に対しては、平常業務を通じて災害予防及び災害への対処に必要な技術に関する教育を行い、知識の普及徹底を図るとともに、災害への対処に必要な技術を適切に発揮し得るようその体制を整備し、防災対策の計画的推進を図るものとする。

2 防災上必要な訓練

防災関係業務に従事する社員に対しては、防災対策、災害復旧等に必要な判断力と技能を養成し、迅速かつ適切な災害応急対策及び復旧活動を遂行し得るよう所要の訓練を行うものとし、関係団体、関係企業等との総合訓練に積極的に参加させるとともに、情報連絡、予防措置等災害防止に関する知識の修得に努めさせるものとする。

3 防災体制整備

(1) 防災体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害を未然に防止し、災害による被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図るため必要な計画を整備するとともに、災害が発生した場合はすみやかに所定の体制をとるものとする。

(2) 組織

予報及び警報を関係各部に迅速かつ正確に伝達するため、その組織及び方法並びに警報の発令基準等について、予め所要の定めをしておくものとする。

(3) 資機材の確保

災害時においては、ただちに必要とする人力、資機材等の入手方法及び輸送の計画を立て、調達可能な数量等を調査し、備蓄の必要があると認められる資機材等については、所定の箇所にこれを常備しておくものとする。

第4章 応急対策

1 情報の収集及び連絡

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現場の状況を報告する方法、報告事項等の基準等を定めておくものとし、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定地方公共機関等と密接な情報連絡を行い得るよう、これに必要な措置を定めておくものとする。

2 広報

災害が発生した場合において、被害状況等を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策実施の理解を求めるため報道機関等にこれを発表し得るよう、その体制を定めておくものとする。

3 空港利用者等の避難

(1) 災害時における航空旅客、送迎者、見学者、空港関係職員等（以下「空港利用者等」という。）の避難に関しては、その指示、情報伝達、誘導及び収容の

方法並びに避難場所について予め定めておくものとする。

(2) 帰宅困難者の対応については、必要な体制を整備しておくものとする。

4 消防及び救助に関する措置

航空機事故、火災その他の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、消防救難、救護等に必要な措置を講じておくものとする。

5 応急対策用資機材の現況把握及び運用

社内のみならず、関係機関等における応急対策用資機材の配置状況、その種別、数量等を把握し、災害時は緊急使用し得るようその方法及び運用について定めておくものとする。

6 災害時における資機材の需給

応急対策用資機材の供給については、緊急調達制度及び緊急配給体制を確立するとともに、災害予備用貯蔵品の適正な保有及び配置により、災害発生時における同資機材の迅速な供給の確保を図るものとする。

7 通信連絡の方法

災害時においては、必要に応じて、防災無線の利用、移動無線機の運用、臨時回線の構成等、通信回線の運用措置を図るものとする。

8 電力の確保

災害時における電力の確保のため、非常用予備発電装置及び予備電源設備の利用並びに電力会社系統からの受電方策を定めておくものとする。

9 空港内の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、空港内における犯罪の予防及び秩序を維持するため、空港利用者等の適切な整理、誘導等の災害警備活動について実施要領を定めることにより、空港利用者等の安全の確保を期するものとする。

10 災害時における空港の使用

災害時における緊急連絡、人命救出、物資投下等に航空機が空港を使用するための手続き、方法等を定めておくものとする。

第5章 災害復旧

1 災害復旧実施の基本方針

災害に伴う空港の機能を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係機関が行う復旧作業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

2 災害復旧

災害の復旧については、応急工事等の終了後可及的すみやかに復旧計画を立て、これを実施するものとする。

本復旧計画の実施に当っては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

第2編 地震防災強化計画

1 地震防災

- (1) 東海地震に関する調査情報（臨時）、注意情報及び予知情報発表時の対応体制として、情報伝達体制、東海地震準備本部並びに東海地震警戒本部の構成と運営要領、非常参集体制と参集後の各人の任務を、予め定めておくものとする。
- (2) 事前広報として、注意情報発表時及び予知情報発表（警戒宣言発令）時の空港の運用規制及び空港アクセス交通機関の運行見込み、空港利用者等の待機方法等について、パンフレットの配布等を通じて、空港利用者等に周知を図るものとする。
- (3) 社員に講習会及び説明会の開催、パンフレットの配布等により、東海地震に関する調査情報（臨時）、注意情報及び予知情報の意味と、とられる措置をはじめとする地震防災上必要な教育を行うものとする。
- (4) 東海地震を想定した地震防災訓練として、情報伝達訓練、非常参集訓練、空港利用者等の避難誘導・救出救護訓練、消防訓練などを年1回以上社員を対象に実施する。また、地方防災会議等が実施する総合防災訓練に参加するものとする。

2 注意情報発表時の対応

- (1) 予め定めた方法により情報伝達を行い、定められた非常参集要員は勤務箇所に参集するものとする。
- (2) 速やかに予め定められた組織により東海地震準備本部を設置し、本部設置後の空港の運用規制の状況、空港利用者等の状況把握に努めるものとする。
- (3) 旅客公衆に対する広報として、注意情報が発表されたことを伝達するほか、予め定めた方法及び内容により空港の運用規制が行われること等を説明するとともに、空港利用予定者に対しては空港利用の自粛を要請するものとする。
- (4) 空港施設内の各事業者に対して、注意情報発表時には予め定めた方法及び内容により空港の運用規制が行われることを伝達するものとする。
- (5) 施設及び設備に関する対策として、予知情報発表（警戒宣言発令）時にとるべき施設及び設備に関する地震防災対策が円滑に実施できるように、その準備を行うものとする。

3 予知情報発表（警戒宣言発令）時の対応

- (1) 予め定めた方法により情報伝達を行い、定められた非常参集要員は勤務箇所に参集するものとする。

- (2) 速やかに予め定められた組織により東海地震警戒本部を設置し、東海地震警戒本部長は設置した旨を速やかに関係行政機関に報告し、東海地震警戒本部は、本部設置後の空港の状況、空港利用者等の状況把握に努めるとともに、対策の実施状況を関係行政機関へ報告するものとする。
- (3) 旅客公衆に対して、空港が閉鎖されることを伝達し、自己の責任において行動を希望する者を除き、安全な場所に収容するものとする。
- (4) 空港施設内の各事業者に対して、空港が閉鎖されることを伝達するものとする。
- (5) 発災時に危険が予想される危険区域は立ち入り禁止とし、工事現場では作業を中止し、危険物類の貯蔵施設の点検、空港関連施設の火気の点検を実施するものとする。
- (6) 空港利用者等の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑状況を勘案のうえ社員及び警備員を適宜配置し、また、必要により警察の応援を求めて、盜難等各種犯罪の防止に努めるものとする。

4 その他

- (1) 注意情報又は予知情報（警戒宣言）が解除された場合は、旅客公衆及び空港施設内の各事業者にその内容を伝達するものとする。
- (2) 注意情報又は予知情報（警戒宣言）が解除された場合は、東海地震準備本部又は東海地震警戒本部は廃止するものとする。
- (3) 予知情報（警戒宣言）解除後の空港の運行再開にあたっては、必要により空港施設、航空保安設備等の機能確認等を速やかに実施するものとする。

第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画

1 地震防災対策

津波からの防護、円滑な避難の確保、施設整備、防災体制の整備、防災訓練の実施、教育及び広報の実施及び関係者との連携協力に関する事項については、第1編に定めるところにより対応することとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の対応

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、関係職員に情報提供するとともに、次の情報が発表された場合にすみやかに必要な体制に移行できるよう備える。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応

- (1) 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、社内に対策本部を設置し、巨大地震の発生に警戒し、必要な体制をとる。
- (2) 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）の発表から約1週間程度、地震に対して警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、地震に対して注意する体制を確保するものとする。
- (3) 旅客公衆等及び空港施設内の各事業者に対して、放送設備等により、その内

容を伝達するとともに、地震に対する警戒を促す。

- (4) 津波に対する安全性に留意するとともに、運航者に対して必要な情報の提供等を行う。
- (5) 愛知県災害対策本部及び常滑市災害対策本部に対して空港の運用状況など必要な情報をすみやかに連絡できる体制を確保する。

4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応

- (1) 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、社内に対策本部を設置し、巨大地震の発生に注意し、必要な体制をとる。
- (2) 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表から約1週間程度、地震に対して注意する体制を確保するものとする。
- (3) 旅客公衆等及び空港施設内の各事業者に対して、放送設備等により、その内容を伝達するとともに、地震に対する注意を促す。
- (4) 愛知県災害対策本部及び常滑市災害対策本部に対して空港の運用状況など必要な情報を連絡できる体制を確保する。

附 則

この防災業務計画は、2005年2月17日から施行する。

附 則（平成23年4月27日一部改正）

この防災業務計画は、2011年5月2日から施行する。

附 則（令和3年3月30日一部改正）

この防災業務計画は、2021年3月30日から施行する。